

【研究ノート】

平等化と市場活用について —英国の福祉（対人社会）サービス中心に—

白 沢 久 一

- I 市民権から平等論へ
- II Privatisation と福祉サービスの問題
- III 選択の自由と市場問題
- IV 市場への公正な規制について
- V 福祉（対人社会）サービスの構造
—1990年代に向けての対策—

I 市民権から平等論へ

—戦後1970年代までの英国の思想を中心に—

英国ではリバプール大学の Barry Hindess 教授の “Freedom, Equality, and the Market: Argument on social policy” (Tavistock Publication 1987 年) でのべているように、戦前の S & B. Webbs 夫妻の国民最低限生活保障論と R. Tawny 氏の「平等論」の思想は、戦後 R. Titmus にも影響を与えていた。しかし、V. George 教授にも指摘されたように日本の研究者は National Minimum はきくが Equality は問わないと言われ、日本での Tawny の社会政策学者としての成果の紹介は弱いことに気づかされた（注 1）。

1. 市民権とその統合化

地域社会の中で平等論とは何かを戦後新しい視点で討論したのは Marshall で、「市民権の延長上の用語で、つまり成人人口を通じて市民的政治的・社会的権利の平等化の過程の用語として論議を提起した」(B. Hindess “Freedom, Equality, and the Market” 1987 p.33) のである。それは、

「市民権の社会的内容は、慈善でなく、権利の事柄として、福祉の最低限水準への主張を含んでいた。この視点で、公平 (Equity) のためにその意味を持つ市民権は資本主義社会の市場原則と対抗するものと考えられる。しかも地位と密接にかかわるものは、ティトマスの議論によれば社会福祉と市場とで対抗するものとみられ、そしてタウンゼントの試論では地域の社会生活から排除 (exclusion) されるという意味で貧困の定義を構築しようとされ (Townsend 1979年) た。」(Ibid. p33) と言える。

1950年に Marshall 教授は“Citizenship and Social Class”を出版し、市民権は 3 ツの内容を持つとして、第 1 には『個人的自由のために必要な権利』であり、それは資本主義経済の市場関係発展のために特別に重要な権利』(Ibid. p34) とされる。第 2 には『政治的権力の実行に参加する権利』(Ibid. p34) にかかわる政治的内容である。最後は『社会的特権を充分にわかちあい、そして社会に普及される基準に従って文明化されたものの生活を生きる権利』(Ibid. p34) で、社会的内容であるとする。

歴史的には不明確ではあるが、彼の市民権論の特徴は重要で、彼は「権利や義務に関して巾広い平等性を含む状態として市民は市民として彼等の能力が平等である」(Ibid. p34) べきとする。しかし「社会階層は他方で不平等のシステムであり、それ故に社会階層上での市民権の効果は対立原則として対抗するべきものと期待するのは理由がある」(Ibid. p34) ことなのである。つまり資本主義の興隆とともに平等ではなく、不平等となったからである。第 2 に「近代的階級システムを生み出した資本主義の急速な生長が19世紀に行われたとマーシャルは論じる。その時代までは、市民権の発展は、主として市民的権利の平等性を生じさせるものとして、資本主義の不平等とは対抗しないものとされていた。それ故に、市民権と近代階層システムとの原則上の現実的葛藤が、市民権の政治的、社会的内容の発展によって効果的にもたらされた。つまり、「そこには社会的権利の平等性と市場によって生ずる不平等性との緊張が生ずる」(Ibid. p35) ことになる。マーシャルは集団的市民的権利をつかって資本主義的経済関係の分野に社会的政治的権利や公正性の原則をもたらす労働組合の役割をのべているからである。ここに、マーシャルの市民権の重要な

社会的統合（Social Integration）論の登場となる。

そして、「社会政策と市場」では、「マーシャルの論議では、大戦後の英国で財貨とサービスの分配は2つの対抗しあう原則間の妥協によって性格づけられる」(Ibid, p40)と言われた。第1に、「そこには市民権がある。社会生活での参加や法律や政治上にかかわって、平等の原則として作用する。この最後の部分は特にマーシャルの社会政策上の取扱いにとって重要である。」(Ibid, p40), 特にマーシャルは、社会生活を共有化された文明として重視するが故に「参加への権利(a Right to participate)」を市民権の観点で持つとする。「特に、それらは資源(Resources)不足を通して排除されるべきではない。社会政策は市民権の社会的内容によって予見される平等な最低生活水準をすくなくとも確保する機能を持つ」(Ibid, p40)とする。そこで経済上の不平等のみでなく、公共的サービスも強調され、「社会政策はその資源が道徳的土台の上に配分される分野でもある」(Ibid, p40)とする。「市民原則との矛盾の中に、階層原則があり、その中に資源は市場を通じて、つまり金銭と貨幣的交換を通じて配分されている。市場によって生じる配分型態は一般的に標準的基礎(normative foundation)を受け入れない。マーシャルの論議では、そもそも階層システムが基本的に非道徳的(amoral)だからである。」(Ibid, p40)としている。そこで、「マーシャルの議論は原則上の矛盾の発見をはっきりとはさせてはいないが、しかし我々が注目したようにむしろそれらとの間での妥協の積極的評価なのである。

その点でのティトマスの見解があり、「社会政策に輝く道徳的価値が支配すべきである」(Ibid, p40)とし、「若し二つの原則が矛盾するならば、社会政策は市場によって起る分配型態に干渉されることもあり、この問題をめぐって“*The Gift Relationship*”(1970)論となり、「私的病院が自からの私的医療の一般的支持にもかかわらず非商業的な血液銀行を討論する」(Ibid, p41)矛盾(皮肉)を論ずる。ティトマスもマーシャルと同じく、第2の「若し市民権が統合の役割を持つとするならば、それを現実に支配しているものは社会的不統合の恐怖である」(Ibid, p42)とする。つまりエゴイズムの分野として市場を扱っているのである。

以上のような矛盾構造の研究とともに、実証的研究が問われた。つまり‘Strategy of Equality’(平等化戦略)である。すでに1931年の、大戦

前に、Tawney により言われ、大戦後の1970年代後半より Field(1981), Halsey, Heath, and Ridge(1980), Le Grand(1982), Townsend(1979)の実証研究が出される。「Goldthorpe や Townsend は、不平等のシステムとしての階層構造への反逆の意味で、愛他主義的変化(Egalitarian changes)へと構造的解明を提起している。Le Grand は我々に「不平等のイデオロギーと富の自己利益(Self-interest)を提起している。他の作業、例えば、Titmuss や, George & Wilding(1976)はその問題を社会的価値の葛藤としてみている。」(Ibid, p81)。

2. 平等化戦略

Julian Le Ganmd “The Strategy of Eqrality” George Allen & Uniwin 1982は、この問題の代表的研究であり、Barry Hindess教授もJ. Le Grand氏の成果によって論じている。Hindess教授は、この問題を考える出発点に 2 つの理由をのべている。「第 1 に、社会サービス施策の違ったフィールドにかかわってともにその資料となる。……第 2 に、我々の目的のためにより重要なことであるが、その実証的調査により明瞭な政治的意味付けとして有効である。」(B. Hindess, “Freedom, Equality, and The Market” p.81) としている。そして、戦術上の評価として、2 つの必要性があり、第 1 に「我々は“平等”によって何をはっきりと理解すべきなのか。例えば、教育の視点で我々は機会の平等（他と関して不利益となっている子供のカテゴリーなしに）、結果の平等（平等をつくり出すすべてのカテゴリーとともに）、支出の平等（すべてのカテゴリーに平等に資源が配分されるように）、或いはその他何ものかを意味しうるのか？」 Le Grandは平等のこれらの違った種類が公平を意味していないことを容易に示している。結果の平等は、同じく、非常に違った社会的背景故に子供達に公平な教育上の機会を容易にすることのみによって単純に平等がつくり出されているのではない。第 2 に、我々は社会サービス上のいかに多くの支出が平等の最も重要な感覚的な戦略対象としてみていたかを知るための証拠とされるのである。Le Grandの本の多くの部分がこの第 2 の課題に努力して」(Ibid, p.82) いる。彼の研究は「最終的には、平等化戦略は実証的には失敗している」(Ibid, p.82)とのべているが、このことをLe Grand氏の著書によってみてみよう。

Le Grand氏は、実証的研究をしたあと対案 (The Alternative) として、第1に金銭所得の役割は公的支出、特に利用、費用、そして結果(Use, cost and outcome) 上に、金銭所得の分野で不平等が生じるからとしている。「まず、コストでの不平等を考えよ。或るケースでは、貧困者は現実的に富者よりもより高い財政的コストに直面する。低所得のために、家屋の購入に接してより困難さに気づく」(Julian Le Grand "The Strategy of Equaloty" George Allen Unwin, 1982, p.140) としている。利用も、その結果も関連し、所得と関係して来る。「栄養がMedical careよりも健康上重要な決定要素にみえるし、栄養は密接に所得と結びついている」(Ibid, p.140)。そこで「所得の平等化が大きければ大きいほどコストのより大きな平等化へと導く」(Ibid, p.140) となる。そして「順々にこのことは利用の平等化へと導びき、そこで公的支出の平等化へと導くであろう」(Ibid, p.141)。「1976年には下位20%のものが全国民所得の6%のみ享受しているのに、上位20%の人々は42%をも享受している」(Ibid, p.141)のである。所得税でみると、「1976年に上位20%が課税後所得の40%近くを受とり、そして下位20%は8%以下を受けとっていた。富(Wealth)での不平等はより大きくなり、上位1%が注目すべき全部の富の4分の1を所有し、そして上位20%のものは4分の3以上を所有している。その上そこにははっきりと過去30年以上もこれらの不平等はすこしも減少しなかったのである。例えば、下位半分のものによって受けとられていた国民所得の配分は1949年以来かわらなかつた」(Ibid, p.141)のである。つまり、「社会サービスの公的支出が所得配分のネット化を部分的に計画したりしても、他の言葉では裏口からこのような再分配をも部分的に計画される」(Ibid, p.142) こととなったのであり、こうして現実には基本的目的が困惑させられていたのである。そこで、制度が出来ても機能上不平等がつくられるとするならば「そうするためにには、それは不平等のイデオロギへの挑戦をかけること」(Ibid, p.142) である。そこで、不平等についてのイデオロギーは2つあり、1つは現在の構造が基本的に公平であるとする考え方であり、他は現行構造が公平であるとしてもそれを維持しないことである。第1の立場はすでに実質的平等があるとし、第2の立場は不平等の軽減をはかるものである。

そこで、FairnessやJusticeが問われる。結論として、「教訓は明らかで

ある。若しどんな種類の平等をも促進することが欲せられるならば、経済的不平等を減少させる必要がある。成功のうちにこのことを行ふためには、人々の価値と信念上の不平等のイデオロギーの保持を減少させる必要があり、そしてこのことはそのイデオロギーの現実的打破に挑戦することによってのみなされるのである」(Ibid, p.150)。最後に彼は、「公的施策を通しての平等の戦略は失敗した。それは基本的には不平等のイデオロギーを潜在的に受け入れていることで失敗したのである」(Ibid, p. 151) としている。

3. 不平等の縮小と福祉サービス

サッチャー政権後, Fabian 達の福祉国家防衛への戦略がやっと再建されたのは, Howard Glennerster (ed) "the Future of the Welfare State : Remarking Social Policy" Gower, 1983 であり, この中で, Julian Le Grand 氏は "Making Redistribution Work : The Social Services" の Paper を書いている。そして "Health Care" "Education" "Housing" "Public Transport", そして最後に "An Agenda for Social Service Reform" を集めて編集している。これらのものはすべて補助金がつき, 「すべては富めるもののための分配となる」(Howard Glennerster (ed) "The Future of the Welfare State" p.84)。それは購入そのものがより富める者のために行うもので, それに補助金をつければ, 当然富ませる方向となるからである。それは無料の場合でも同じである。そこで, 補助金廃止も含めて考えるべきとし, 本人の決定基準中心でなく, 他の基準で考えるようにすることとして, 次のように提起する。

- 「(a)地区間での保健ケア資源再配分のために RAWP(Resource Allocation Working Party) 過程の強化
- (b)3～4歳のすべての子供に公的保育 (Nursery) 教育の拡大
- (c)学校卒業者の16歳から17歳への拡大, そして労働党の線での産業訓練の拡大
- (d)卒業税 (Graduate tax) の導入 (注 2)
- (e)現行の25,000ポンド限度の保持を通して, 資産税控除 (Mortgage tax relief) の暫次的廃止
- (f)公営住宅への一般補助の増加, そして家賃リベートと手当制度の拡

大

(g)通勤サービスへの現行補助実施の削減

(h)ピーク時間の市内駐車への費用徴収、そして公的輸送への資金支出
補助引上げによる歳入の利用」(Ibit, p.85)

Nursery Education や学令年令の引上げによる費用は卒業税(graduate tax)でまかなうとしている。Le Grand は、トニー以来の Social Service 拡充による不平等減少作戦は効果を持っておらず、特に「貧困と究極的な社会経済的不平等への効果を持つとはみていない」(Ibid, p.86)。特に教育・住宅分野ではげしいとしている。「貧困地域での不潔と堕落に、補助金を出して効果はなく、むしろそこでの住民の貧困問題による」(Ibid, p.86) からであるとしている。

Chris Pond & Jennie Popay 氏は、“Tackling Inequalities at Their Source”論文の中で、不平等への挑戦の全体像を述べている。第1に、大戦後の資料から「貧困と不平等」について「収入」「富」からみて、「何故戦略が失敗したか」と問い合わせ、税の回避と逃避や、働く貧民や、その変化への挑戦の問題だとしている。最後に「不平等のイデオロギー」を問題にし、貧困への態度、不平等の経済や、イデオロギーを越えてそれを考えること。第2に「分配上の新戦略に向けて」として「最低賃金」「最高賃金」「富への直接的コントロール」としている。

David Townsend は “Local Diversity Without Local Neglect” の論文によせて、自治体中心に展開された Personal Social Service の制策的側面を分析する。労働党集会に参加して、初めに戸迷うのは、中央主義か地方主義であり、それは対処療法を結びつけることであり、Comprehensive education 導入時や、Council house を売却する時に中央と地方の対立時に問われた問題だとする。安上がりとしての Voluntarism は「『patchy, ill-distributed and poorly coordinated』」(Ibid, p174) と Peter Beresford は述べて、「これらのあわれな、仕事への対案は 9 時～5 時まで有給の NALGO 組合員によってスタッフ化された非制度的サービスの成長」(Ibid, p.174) であるとして、実質的には地方公共団体での仕事とかわらない内容であるとしている。財源自立運動は昔から行われており、現実的には「中央の一時金は廃止する可能性はないが、それらは相違する地域の収入と年令構造に関わって単純化されることが出来る」(Ibid, p176) とし

表1-1Numbers of Day Centres and of Places

	Day Centres	Places
Elderly people		
1974	206	9,270
1979	393	18,889
Mixed physical handicap and elderly		
1974	103	5,818
1979	205	12,307
Mentally ill people		
1974	102	3,598
1979	128	4,622

Source: Local authority returns to DHSS, 1974-80.

表1-2Day Care Places by Area

	Mental illness		Elderly (over65)		Physical h. (under65)		Mixed	
	no.	places	no.	places	no.	places	no.	places
1975								
Barking	1	50	1	25	3	125	Nil	
Shropshire	1	30	Nil		Nil		Nil	
Derbyshire	1	25	1	40	4	345	Nil	
Newcastle	1	100	1	40	1	150	Nil	
Bradford	1	25	1	50	2	136	Nil	
Coventry	1	100	Nil		1	100	Nil	
1980								
Barking	1	50	Nil		2	131	1	50
Shropshire	1	50	Nil		Nil		Nil	
Derbyshire	1	40	2	80	4	345	1	90
Newcastle	1	140	1	100	1	150	Nil	
Bradford	1	25	1	50	1	150	Nil	
Coventry	1	100	Nil		1	100	Nil	

Source: as Table 12.1.

表1-3Number of People on Handicapped Registers

	1974	1979
All	497,158	848,790
Very Severe Handicap	15,580*	55,024
Severe or Appreciable Handicap	59,564	321,663

*1975

Source: as Table 12.1.

(D. Jowndsend "Local Diversity without Local Neglect" in H. Glennersten (ed) "the Future of welfare state" 1983)

ている。「基本目的は地域的公平であり、早急な達成を求めず、最終的決定は収入の新しい財源の場合も受入れる」(Ibid, p.176)とまで述べている。「中央でのサービスは必然的に地域的公平性を用意するということは神話である」(Ibid, p.176)として、1976年までの保健サービスの例をあげている。Housing をめぐって、Dick Crossman は“National Solutions”として考えていたが、悪い結果となり、Tony Crosland はそこから誤りを学んでいる。そこで、Personal Social Service は「地方的拒否なしの地方的多様性」(Local Diversity without Local Neglect) となる。しかし、現状は表 1—1～3 表のようにミニマム問題等は研究されずに、地方ごとの多様性となって行く。しかし「地方の自由性の中で、地方の多様性は成長出来たし、地方当局のサービスの範囲での新しい全面的発展のための種子を用意した」(Ibid, p.183)と述べている。

そして、最後の章では、Howard Glennerster 氏の“Towards a Larger Concept of Citizenship”で終わるが、「市民権の大きな概念を求めて」が新しい思想的出発点であることは良く理解しうる提起である。

II Privatisation と福祉サービスの問題

1984年に、Julian Le Grand and Ray Robinson (ed) “Privatisation and The Welfare State” George Allen & Unwin が出る。この本の Preface と序説的論文“Privatisation and The Welfare State: An Introduction”が Julian Le Grand と Ray. Robinson によって書かれている。

第 1 に、序文では「1979年に保守党が総選挙で勝利して以来、福祉国家の私有化 (Privatisation) は、重要な問題となった。しかし、1982年の夏に我々がその問題を討議した時に、経済学者からの私有化についての討論への組織的貢献はなかった。」(Ibid, p.VIII)のである。そこで、1983 年 5 月に 3 日半のセミナーが LSE で行われた。この中で、2 ツの考え方が始まっているのに気づいた。第 1 点は、「参加者の多くが福祉国家の理念に同情的と書かれていたとしても、しかしながら我々が予想していたものよりも、巾広い意見が提出されていた」(Ibid, p.VIII)。つまり、単純に公的か私的かについて反対か賛成かを論じるにはあまりにも複雑であるとしている。第 2 点は「社会政策に関心を持つセミナーでは経済学者

のみでは決められず、政策科学、社会行政、哲学やその他の分野の参加者をも含む」(Ibid, p.VIII)ものとされ、参加者は研究機関と市民サービスからもなされた。以上のようにして提出された6つの論文を中心に、討論中の意見と読者を考えてこの本はつくられたとしている。このセミナーはA. B. Atkinson氏(Direcfor of the International Center for Economics and Related Discipline)の努力におうところが多かったとされている。

次に、序論としての“Privatisation and the Welfare State; An Introduction”では、「1979年以降、私的市場哲学を政府が支持したことで、より多くの私有化システムにへと集産的(Collective)政策と政府の福祉国家システムをおきかえるために考えられた一連の提案と決定へと導いた。例えば、病院のクリーニングや賄いを下請化して国民保健サービスにそれを基盤化する私的保険の導入、ローンによって学生給付金をおきかえる教育保障 Vouchers制度、公営住宅の買却の提案を含み、そしてビクトリヤ時代の価値にもどして国家による再分配を私的な慈善におきえることを含む」(Ibid, p.1)ものであった。そこで、それらのメモを集めて私有化政策によって生じるアッピールに従って緊急の要求をつくり、それをもとに福祉国家の経済的ねらいを再びあきらかにすることをねらったとしている。反対するにしろ同意するにしろ私有化の基本問題をあきらかにすることとしている。

福祉国家は、(1)現金支払い中心の社会保障と(2)現物給付としての無料の保健ケア、教育、種々の対人社会サービス(ソーシャルワーカー、ホームヘルパー、給食サービス)、そして(3)補助金制度としての家賃補助金、住宅改善一時金、公共移送補助金がつくられた。しかし1951年から1957年までに250%の支出増となり、GNP比では、16%から28%となり、1970年代に支出抑制が始まり、現実的低下となり、1981年度は41.4%、教育は98.5%に減少していることであり、逆に社会保障は128.1%に、そして医療・対人社会サービスは116.5%になっている。しかし、いかに福祉国家的ニーズを抑制しても、逆に言えば「私有化は福祉ニーズの増加比率をはっきりと実行する」(Ibid, p.3)とも言える内容である。

私有化の意味として、国家には、供給(Provision)、補助(Subsidy)、規制(Regulation)があり、以上の3つの方法を利用したのが英國福祉

国家の内容であり、例えば対人社会サービスでは、「子供達や精神障害者や老人達のためのソーシャルワーカーや住込みホーム(Residential Homes)が国家により用意され補助されている。サービスの質は資格と査察を要求されて規制されている。」(Ibid, p.5) のである。社会保障でも「保険」と「再分配」機能(Ibid, p.5)のもとに供給化され、規制もされ、補助もされている。私有化の意味は以上3つの国家役割の減少でそのあとに市場の原理、つまり利益拡大とそのための競争のすすめでもあり、しかしそれだけではなく、国家企業化でもなく市場化でもない路として、つまり「慈善や他の非営利のボランティア組織や労働者共同組合(Worker Co-operatives), や消費者共同組合や地域協会(Community Association)」(Ibid, p.6)もあるとする。「こうして Privatisation は多様な形態を語りうる。市場によって国家の置換えをするような単純な解釈は充分ではない」(Ibid, p.6)とする。そこで Privatisation のメリット、デメリットを論ずるのは容易でなく、それは国家と私の活動との形態によるとする。

Privatisation の分析視点を「有効性(Efficiency)」「平等性(Equality)」からみようとしている。「有効性」と「平等性(公正性)」が福祉国家では失敗し、「有効性」「自由性」が市場で成功すると言われて来たものである。第1に、「有効性」では「第1に公的の社会サービスは供給者と消費者両方によって資源の無駄使いを促進すると論じられる。第2に、福祉国家は仕事と蓄積への刺激効果を通して経済の生産力をこわすと考えられている」(Ibid, p.7)と批判されて来た。これに対して「供給」「補助」「規制」の点から分析し、結局は社会保障が仕事と貯金への刺激をなくすとするが、これは貧困のわな(Poverty trap)問題ではないのか。働きはじめると資産調査付社会保障が稼働できるものよりも等しいかあるいはより大きいものとなるということからではないのかと考えられる。第2に「平等(Equality)」であり、福祉国家の金銭移項では大きくは平等化となっていることが合意されていたが、しかし現実は「福祉国家が反愛他主義という批判が一般的に社会サービスに対してであり、その中でも特に普遍性サービスに対してである。(Ibid, p.11)。例えば Le Grand の研究(1982)によてもNHSや教育制度、持家への税救助(Tax relief), 公共交通などの実施である。つまり、普遍性給付の中で5倍、持家者の中に6倍の差が貧困者と富者との間につくられている。第3に「自由

(Liberty)」の問題である。福祉国家では選択の自由がなく、専制的であるとされている内容である。第 4 に「地域性 (Community)」であり、それは「個人利益よりも共通的利益を強化するのに好都合であった内容でもある。

第 2 章で“General Principles and Strategy”という論文を、A. Walker 教授は書き、福祉の「Mixed Economy」(或る人は Welfare pluralism と呼ぶ) は特に Privatisation は「社会サービス施策での国家役割での合意時代の終了という仮定から」(Ibid, p.22) 出発しているので、3 点をのべる。第 1 に、「社会サービスは公的と私的施策両方の巾で用意される。これらの制度的 (Formal) なサービスに追加されて、そこには沢山の準制度的、或いは……Meals-on-Wheels のようなボランティアサービス、同じく、家族、近所、友人のネットワークのような“非制度的(Informal)”セクターがある」(Ibid, p.22) ことになる。第 2 に、両方のセクターは「互いに孤立するのではなく、総合化される」(Ibid, p.23) ことであるとしている。第 3 に Formal サービスの 2 ツの区別が公的対私的、市場対非市場原則という単純なのは希である。市場メカニズムと公共的サービスの共通の姿である。そこには例えば、ホームヘルプや学校給食や公営住宅への家賃に自己負担がある。」(Ibid, P.23) として、民間老人ホームには国家の規制がある。そこには「公的と私的制度の単純な教育的枠組みよりも、むしろ社会サービスは時々重なり合った施策の巾広い範囲で構成されている」(Ibid, p.23) とされ、1976 年に Webb 達によって“Mixed Economy of Welfare”は住宅分野で典型化された。同時に人社会サービス分野でも「介護の仕事の多くは非制度的には、親族、隣人、友人、ボランティアによって用意される」(Ibid, p.23) ことになる。つまり、公的セクターを中心にタイヤグラム化を非公的セクターを通じて拡大する。一方では公的に直接用意し他方では私的なものに補助を与えながら、「公的と私的服务間での線の引き方」が問われ、それが共存や相互依存の形態であろうが、そして時にはバランス問題が問われ、だんだんと公的セクターでの性格がかわる。Privatisation での公私の線引きは非常にむずかしく、ここでは巾広い意味で考えるとしても、ホームヘルパーは賃金が支払われるが“house wives”的な Infromal Career との境界線は移動して行く。福祉の Mixed Economy は“Social Division of Welfare”をも

たらし、「福祉の社会的分割のテーマは何故社会サービスの私有化が同じく社会的不平等を拡大させるのかの理解のためにも重要」(Ibid, p.26)なのである。社会サービスへの私有主義(Privatism)の理論は昔からあり、ビヴァリッチの時代にも民間保険という考えはあったがその線引きがゆれ、Corporatist の Butskellite 氏による合意となつたのである。利益追求は公的セクターでも可能であるが、「国家の福祉活動の減少」(①個人のイニシヤと責任で、政府は「Safety-net でよく Blanket は必要ない」(Ibid, p.29) とする。②私的セクターは公的セクターより効率的、③非生産的公共セクターは生産的私的セクターに重荷となる)と、公共セクターの効果性に対して必要な改善はないと、特に官僚制故のものとする見解が支配的になってくる。選択の自由では Privatisation に有利な面があるとしても、社会的平等にはますます疑問がなげかけられていることは事実であった。

III 選択の自由と市場問題

—Fabian Tract から—

1984年に Raywond Plant “Equality, Markets and the State”的 Fabianパンフが出され、1986年には Martin Smith “The Consumer Case for Socialism” Fabian Tract 513 が出されて、「選択の自由と市場問題」が問われた。色々な分野でも社会主義と消費者主義はともに問題の前面に出され「ともに人々のニーズに出会うためによりよい方法をさがすことに関心を寄せている。ともに民主的方法の強化になるし、なるべき」(Martin Smith “The consumer case for Socialism” p.1) ものと要約されている。我々は日常生活の中で「他人の労働の生産物を一般に利用するか“消費”するかしており」(Ibid, p.2)，今や消費生活のまっただ中にいるということであり、「何が消費者主義か」を巾広く定義し、その原則は「選択・接近 (access)，情緒・安全性，代表そして排除 (redress)」(Ibid, p.3) と言われる。選択と接近では、Access 上不平等が生じ、そこには情報の消費者とのリンク性とその信頼性があり、その意味では USA では知る権利が UK では消費者協会が消費者運動の中心である。それは

商品の質を明確にすることでもある。それは今までの運動をこえて、『開かれた政府』を目標にし初めている。安全性は自己証明であり、そこでのサギ等の排除であり、その安全性は国際的協力の段階へとすすみつつある。次に、「消費者の代表権 (right to representation)」で、生産課程で一言言うならば公的セクターでは競争がないから私的セクターではそれがむずかしい。しかし消費のところでこそこのことが選択の自由と競争の中でためされる。最後に悪ければ排除の原則が段々と一般化して市場でも行われ、ひどいものには罰則が与えられている。

「消費者主義の政治」として、英国では消費者運動が述べられ、左翼運動の中でもその気持を相互に持って、消費者は前進し、「消費者の要求に充分にかかわらずには生産」(Ibid, p.10) しえないという「生産主義への批判」が生じている。

公的センターを消費者主義の視点で分析すると (British Social Attitudes, 1985) (Ibid, p.15) いずれも低い満足率となっている。

表 3-1

	満足	不満
地方医師	84	13
銀行	82	13
電話サービス	80	16
政治	79	17
独立 T V とラジオ	76	21
ホスト・サービス	75	22
B B C	66	30
印刷	62	34
市民サービス	53	43
英日鉄道	52	42
地方政治	49	47

(British Social Attitudes, 1985)

(Ibid, P5)

「消費者主義問題としての貧困」を考えると1983年夏にロンドンのウイークエンド T V で Breadline Britain (後に Poor Britain として1985 年出版) として放送され、8,500,000人が政府がきめた貧困以下の中で生

活必需品不足として生活しているとされた。この方法は26項目の生活必需品を調査したことで消費者主義の視点で考えていることは有名で、「消費者の負債」と「消費者の損害」が問われる。特に「消費者損害」では、第1に低所得者では一般的に大きな数量を買うことは出来ない (Ibid, p. 20) ので大きな損した買物となる。第2に低所得者は車を持つことはよりすくなく、同じく小さく相対的に高い地方店に依存することになる。食料ではまとめ買いで3分の1は利益となる。第3に、より貧しい人が週ごとに支払っているのでその財源に従い短期的に消費する計画となる。そこで大金での購入が出来ない。これは私的セクターでも公的セクターでも同じである。これは社会サービスでも同じで、「受け入れられるセンスでの金銭に対する価値ではなく、利用度や Take up 率や供給されるサービスの質である。そこで、低所得消費者達はより悪い質のサービスを使うことになる（そしてたまたまそうなる）」(Ibid, p.21) とし、結局は「そこで貧困は消費者の問題 (issue) となる」(Ibid, p.22) としている。つまり「消費者の展望は貧困を打破するための社会主義者のプログラムの内容を知らせる唯一の理由とすべき」(Ibid, p.22) としている。

そこで、英国社会主義者は「市場についての積極的考察」が問われ、英國左派に根深く、市場作用の代替が存在していたのに社会主義的競争政策の発展への考察としてこそもこの市場作用の代替論を考えていなかったのである。1983年に Geoff Hodgson “The Democratic Economy : a new look at planning, markets and power (Penguin) が出されて、国家主義から Market 利用論が討議にはいったと言われる (Ibid, p.23)。そこで第1に「消費者の至上権」であり、(1)「基本的消費者主義者モデルは個人的消費者が完全な競争的市場を享受する」(Ibid, p.23) として混合経済の理想型なので現実的には欠点が生じる。(2)「市場構造から市場行動に転ずると、消費主義者は、市場で多くの生産者と消費者関係の不均衡について、J.K.ガルブレイスの有名な酷評を「新産業国家」(1969)の中に、おのずと思い出す必要がある」(Ibid, p.23) としている。しかし、種々の市場論があるが、結局は「個人的選択のつづけられるべき重要性ははっきりと知らせている」(ibid, p.24) としている。

「社会主義者の競争政策に向けて」では、「市場の作用は消費者の利益の中で評価される」(Ibid, p.24) ことで、そこで消費者に反作用する独占

体制は打破されて行くことになる。そして「これらの原則の実際上の適用は複雑な選択と調整 (trade-off) を含むでしょう」(Ibid, p.24) としている。こうして「市場作用のための積極的役割はその専門性を最高に早くまき込む中にそれをはっきりとみることが出来る」(Ibid, p.24) として、「計画原則に反対するものとしての市場はこそが一般的であるという取扱いは、浪費的か非効果的か両方となるであろう」(Ibid, p.25)とのべ、「より大きな競争」と「より多くの消費者の選択」が問われた。しかし、サッチャー政権の 6 年後には市場原理導入となつたが、以上のこととははっきりと示めされた。つまり「消費者へのサービス水準の低下の要求そして労働者賃金を低下させる要求」(Ibid, p.25) となつたのである。それは「それらに対して消費者側が競争を受け入れ……るには、あまりにも消極的であった」(Ibid, p.25) からである。以上のように理論的には市場原理を計画下に導入することは受け入れやすいが、その実行となると、その目が（どの市場にどんな基準で）むずかしくなる。1 つの答えは、独占・合弁に不満であったが、1986年には労働党できえ合併政策への権限強化に同意した。しかし、これは競争の弱化となるものであった。「労働党は権限のためのゲーム取り (Markers)」としては、第一に、「政権機構」として各領域ごとに「消費者は多数派であり少数派選挙区ではない」(Ibid, p.26) のである。生産者中心の組織化から消費者の組織化を初めること。これにより Open Government を行わせる。そして「準政府と消費者」の関係として、消費者会議とそれに対応する準政府期間の創出である。それには「法令と再評価 (review)」の必要性がある。特に消費者代表問題を再モデル化して法令化することである。1984年に Whitepaper として“The Safety of Goods,” HMSO が出され、来たるべき労働党権力で復活されるとても現実には失敗している。「この問題は消費主義と社会主義との結合ではなく、それらが別々の中心的重要性となつてゐる」(Ibid, p.32) からであるとしている。

IV 公正な市場への規制について

—いわゆる「市場社会主義」的展望—

すでに、1980年代のサッチャー時代の社会保障改革（表4－1）とそ

表4-1 Take-up rates of benefits

Date	Benefit	Number receiving benefit	Number not receiving benefit	Take-up rate*	Amount underspent/ overspent for relevant year
Means-tested benefits					
Benefits before April 1988 changes					
1983/84 ¹	Family income supplement	205,5000	175,000	54%	- £55m
1983 ¹	Supplementary benefit	4,090,000	1,290,000	76%	- £570m
1984 ¹	Housing benefit	6,380,000	1,910,000	77%	- £500m
benefits after April 1988 changes					
1988/89 ²	Family credit	285,000	465,000	38%	+ £13m
		285,000	285,000	50%	
1988/89 ³	Social fund loans	—	—	87%	- £18m
1988/89 ⁴	Social fund grants	—	—	33%	- £20m
1988/89 ⁴	Income support	4,215,000	N/A	N/A	N/A
Non-means-tested benefits					
1987/88 ⁵	Child benefit	11,799,000	241,000	98%	—
1988/89 ⁶	Unemployment benefit	620,000	—	close to 100%	—
1988/89 ⁶	Retirement Pension	9,720,000	—	close to 100%	—

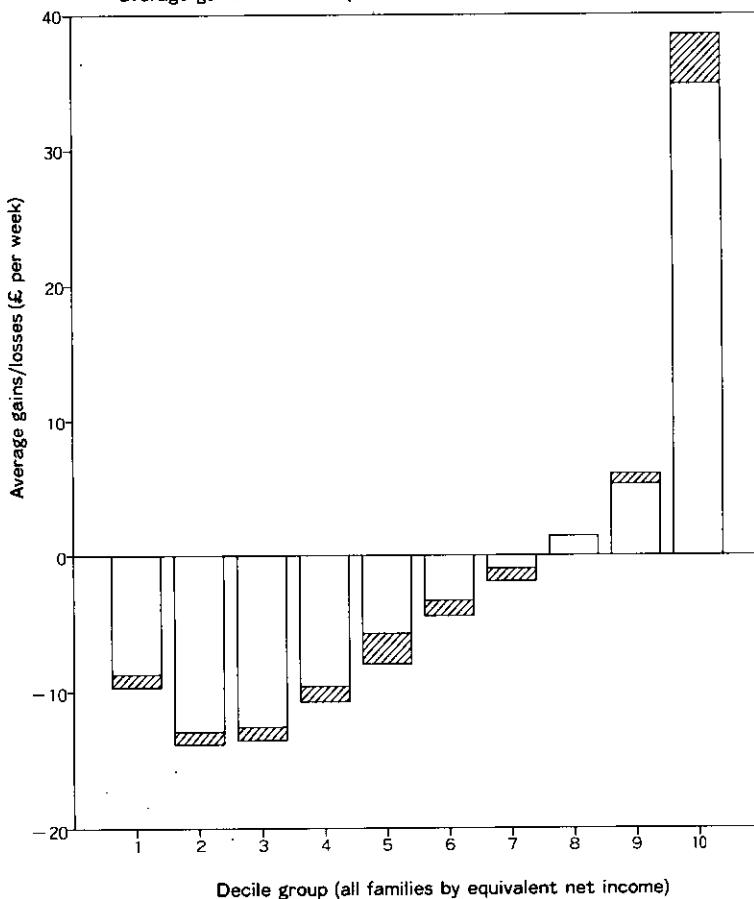
Take-up here implies 'caseload' take-up (the proportion of claimants who take up their entitlement). For the social fund there are no figures for 'caseload' take-up because there is no entitlement as such to loans/grants—we used the proportion of the social fund budget which had been spent.

Sources

- 1 The Government's Expenditure Plans 1988/89-1990/91, Cmnd 288. The take-up estimate of family income supplement is 50% when it is averaged over ten years.
- 2 There are two estimates of take-up of family credit. The government initially estimated that 750,000 families would be eligible. However, following persistently low take-up figures, it has reworked its estimates of eligibility, saying that the earlier estimates were too high. It now estimates that take-up is running at around 50%. House of Commons Hansard, 17 March 1989, cols 391-2; and 23 March, cols 784-5.
- 3 Most of the money spent on social fund loans will be recouped in future years. House of Commons Hansard, 22 March 1989, col 678.
- 4 There are no estimates available for the take-up of income support.
- 5 House of Commons Hansard, 14 November 1988, col 441.
- 6 The GOvernment's Expenditure plan 1989-90 to 1991-92, Cmnd 615.

(P. Esam & C. Oppenheim, "A chance on the community; the poll tax. Benefit and poor" CPAG, 1989, P. 52)

図4-1 The impact of benefits, taxes and the poll tax (1978/79-1988/89): average gains and losses per week



Decile group (all families by equivalent net income)

□ Changes 1978/79-1988/89 ▨ Poll tax

Note: This graph shows the impact of social security and national tax changes between 1978/79 and 1988/89; and the additional impact of a flat-rate poll tax with associated benefit changes (ie, the 15 per cent poll tax rebate taper, and the April 1989 social security rates deflated to 1988/89 prices).
 (P.Esam & C. Oppenheim, "A Charge on The Community ; The poll Tax Benefit and poor" (PAG 1989) p.86)

の変化の費用と人頭税の格差拡大は（図4-1）確実なものとなっていた。

1 論争の歓迎—Fabianパンフ—

英国においては、ソビエトの動きよりもはやく、特にサッチャー政権下での市場を重視するハイエック等の思想が復権されると、その積極面と思われた「選択の自由」とかかわって市場の活用が原理的に、Fabian達にも問われつづけ、特に英國社会政策研究の中で不平等論を実証的にも研究していた Julian Le Grand 氏等のグループの中から“Market Socialism”への問い合わせが Fabian 協会パンフ No516 として、1986年に出版され正式な討論パンフとして提出された。

第1に、この提起の歴史的経過と論点をみてみると、すでに、1984年に Raymond Plant “Equality, Markets and the State”的フェビアン協会パンフの中で、分権化を基本的なものとみなかつたので仲間の中に大きな問となった。特に官僚増大なしに社会正義を分配しうる他の分配機構は何かが問われた。そこで、Market Socialism（市場社会主義）がその基本的解決の方向としてみられはじめた。次に労働党政権が出来れば、気にしようが気にしまいが直面する課題とされた (“Market Socialism: Whose Choice?” Fabian Society No516 p.2)。そして「このことはイデオロギーと同じく詳細な構造を扱うことを意味する」(Ibid, p.2)として「Privatisation を拒否すると同時に、国家主義 (Nationalisation) に対して市場社会主義を対置する」(Ibid, p.2)としている。それは、社会を通じてといつても結局 Community を中心とするのである。つまり、「國家の鉄の手の代わりに、参加民主主義のベルヴェトのグローブが自由市場の見える手をつつむ」(Ibid, p.2)ということである。これに対して哲学分野での問い合わせは“市場社会主義のあとに社会主義はあるのか？”である。つまり、独占等への規制道具はどうなるのか。その中に受け入れがたい犠牲が存在していないのか、市場社会主義は現在への真の代案となり、社会主義への未来たりえるのかという疑問もある。

第2に、Market Socialism は社会主義者の政策であるとする主張である。市場問題には、第1には「市場」の虚像を廃する必要があり、別々の多くの市場がたがいに依存し合い、種々な背景によって作用する。つ

まり、その条件は、「政府の規制や財産権の特別視のような制度的要因、買い手と売り手の数やそれらの組織……のような経験的要因、その特別な地域での交換をも支配する慣習と便利さのような標準的機能要因でもある。」(Ibid, p.3)としている。市場と計画も平等に悪いとされがちであるが、計画は沢山の市場により、市場は沢山の計画によるものであって、「種々な市場のパラメーターを設定することによって、人々はことなつた個人的趣味のための賄いをも種々の公共的利益を増せることが出来る」(Ibid, p.3)のである。

第 2 に考慮すべきことは、市場の「正当性」であり、「社会主義は個人の財産権の一種としてみてはならない」(Ibid, p.3)ことである。広くみて、3つの考慮すべきことがあり、(1)市場は生産と分配の効果的方法、(2)市場は或る種の自由をそれらの参加に与え、(3)市場は個人的権力を解消させる傾向がある。そして「社会主義者は効果性と選択の自由を軽視すべきでない」(Ibid, p.4)としている。『労働と資本』では、「はっきりしているのは資本と労働が一般的消費的物品とは違つてあつかわれる。広い意味では、市場社会主義者達は生産の中では自由な市場を持ちたいとし、……或いはよく統制された市場を持ちたい」

(Ibid, p.6)としている。「企業の構造」では、(1)生産手段への平等な資格、(2)国家が課税権をつかって所得不足を改善し規制する、(3)企業内の労使が Partnership の型に再定義されるべき、(4)市場社会主義の中での企業は Worker's Co-operatives の形態をとる (Ibid, p.6)こととされ、「労働者の自己管理(Selfmanagement)は容易となる」(Ibid, p.6)。「権限は個々人が形式上も平等の投票権をもち、そして管理的機能分担の機会(例えは、順番の委員会機能を通して)を持って、その企業に拡大される労働機構(時間、条件等)はメンバーの好みに適合して変更しうる」

(Ibid, p.6)。各人が企業利益をえて以来、実質的に生産的効果で成果を得る。「最終的に収入分配は、特別な技術市場での位置に反映するとしても、より愛的と考えられる」(Ibid, p.6)。つまり、豊かな自己管理分野での理論的実戦的証拠はあるとしている。生産共同組合は彼らのメンバーの集産的福祉(労働条件や時間、グループ規模)に関心が与えられる。市場社会主義では失業も資源活用の点で考えられる。急な需要には経済を開放させて対応しうるとしている。次に「投資(Investment)」問題である。それには協同組合的銀行をつくり、自己管理型も大規模化しても

可能としている(例、ユーゴスラビアでの実験)。そして工場への民主的統制も必要であるが「技術」問題が問われる。これは労働現場は資本—労働の協力関係が自己管理のサイズと結びつけて、なお技術革新の早さともかかわって、すすめることとされる。

以上のべて来たことは積極面中心であるが2つの困難面もあり、第1は協力関係も矛盾となり、自己管理も単純でないということであり、第2には協力(Partnership)システムの効果が収入分配上永きに渡っているものは協同組合的システム以外にはよりすぐないということ(Ibid, p.8)である。次に、「批判(Criticism)」点で、(1)消費者至上主義となり「生産対象が人間のニードにむしろ適合すべきだ」(Ibid, p.9)という批判。(2)市場分配の批判で、「それがメリットに対応し、ニードよりむしろ不足する」(Ibid, p.9)という批判。(3)市場が競争を育て、地域社会をこわすという批判であり、そしてひいてはそれが「おたがいの関係を打破する傾向となる」(Ibid, p.6)という批判である。第1は「消費者の至上性」であり、(a)それをえる知的判断が何かということと、(b)消費者の最良の関心は何かが問われる。これは特別なものとの関係となり、「誰も特別な一連のケースをもとに反対する一般的論争を樹立することは出来ない」(Ibid, p.10)とされている。第2に「分配上の公正性」であり「ニードに従った分配の理念」(Ibid, p.11)はSocialistなら誰でも考えるが、(1)極端なニードや(2)購売力とは?という問い合わせで、極端なニードは“否”であり、「ニードとは歴史的で準生物学的方法で決定する」(Ibid, p.11)のであり、第2の問い合わせは簡単でおおまかには現金交換性(Cash transfers)であるとする。第3には「地域」の破壊であり、(1)メンバーの帰属意識、(2)分担的態度である。たしかに市場資本主義ではたしかに指摘された通りであるが、しかし市場社会主義では「地域というセンスは仕事への参加を通して養われる」(Ibid, p.12)としている。

以上の積極的賛成論に対してDavid Winter “Is there Socialism after Market Socialism?”と問い合わせている。当然、(1)東ヨーロッパは中央計画だったし(2)新自由主義的新右派が選挙でも知識上でも拡大され、(3)英国でも労働党に対して不満が拡大している時に、あいまいなMarket Socialismを提起したのは何故かという疑問である。未来の社会主義は市場社会主義ではあるが、どんな市場かが問われるし、また市場の今日的

現実をつかむ必要があるとして、その論争点としては、第1に「独占力」であり、第2に「生産と交換」問題であり、第3に「プラグマティックな対応」であり、第4に「政府介入」であるとする。

第1の「独占力」で、市場は完全な競争の条件をのべるが、それはうる側だけであり、参加問題では必ずしもそうではなく、特に農業では市場からの防衛を政治的に行っている。なお市場での独占体の発生は現実的で、その発生の解明は弱い。社会主義者はこれをよろこんではいない。これに対しては社会主義者は再分配と政府の介入で答えて来た。しかし、David Winter は、Mitter や Estrin の「市場社会主義」はちいさなグループのソーセージ作りの人々の考え方で、大量生産者は問題には適さず、ちいさなソーセージ作りさえ同意はしないだろうと疑っている。

第2に、「生産と交換」であり、市場は生産せず、「物品やサービスの単なる交換」(Ibid, p.14)とする。この点のみが提起された市場社会主義論は良しとするが、自発的交換となり、飢餓の時には「市場はもはや存在しなくなる」(Ibid, p.14)としている。そこで、市場は刺激的メカニズムの必要があり、競争的市場はそれなりの利益をえるシステムの必要である。彼らは私的財産なしには市場をじっとみているだけである。そこで、生産、交換、刺激の3つを持つ必要がある。すると市場社会主義は何なのかと批判する。

第3に、「プラグマティクな対応」であり、「制度上の特別で個人的選択は（例えば住宅や教育や保健等）をなされるべきであるが、しかし経済の大きな部分では他のアプローチの方がより多く約束されうる」(Ibid, p.15) としている。

第4に、「政府の介入」であり、社会主義者には好まれる方法であるが、それは(1)一般法で(2)決定過程に(3)毎日のコントロールによってであるとしている。

最後に、結論としては、もっと進んだ論争のすすめであり、本格的に「社会主義の核的価値が再検討」(Ibid, p.22)されるべき時とされている。

2 J. Le Grand & S. Estrin 編の“市場社会主義論”(1989)

1983年に2度目の労働党の敗北の中で、Julian Le Grand と Raymond Plant が「知的基盤の喪失」もあり、すでに「中央計画や国有化という伝

統的社會主義が例え集產的価値さえ信用されなくとも、失敗として広く受けとられて」(Julian Le Grand and Saul Estrin (ed) "Market Socialism" Clarendon press (Oxford), 1989. p.v) いるとして、今までの考えのみで防衛すべきではなく、「その哲学的経済学的基盤の基本的傾向と再構築の再評価」(Ibid, p.v) として社會主義の再考を行うべきだとしている。Le Grand 氏が Fabian 協会の Generad Secretary に手紙を書き、その後 Ian Martin 氏が定期的研究会を行うこととし、第 1 回目に David Miller 氏が論文を出し、それについて討議する中で、Market Socialism が共通の関心となり、この本となったと序文でのべている。多くの人々によって「市場社會主義」(S. Estrin & J. Le Grand)「何故市場か」(David Mitter)「社會主義・市場・そして国家目的」(Raymond Plant), 「公正な市場社會主義」(Peter Abell), 「市場社會主義經濟での計画」(Saul Estrin and David Winter), 「市場社會主義と資本主義經濟の改革」(David Winter), 「労働者の協同事業(Worker's Co-operatives), その功績と限界」(Saul Estrin), 「市場, 福祉, そして平等」(Julian Le Grand)という論文集であるが、福祉とかかわる「市場、福祉、そして平等」の論文を中心にみてみたい。序説の「市場社會主義」の中で同じく「市場、福祉、そして平等」の節があり、その中で(1)殆どの西洋の經濟社会では家族外での非市場活動の最大の領域に、教育・保健ケア・住宅・社会的ケア・社会保障のようなものがあり、それを市場での可能性を検討すること(Ibid, p.20), (2)巾広い經濟と社会的不平等に税と福祉システムへの効果的可能性にかかわること (Ibid, p.21) をのべており、かつて私も芝田進午氏に問い合わせられた課題でもある(注3)。

第 1 の問い合わせである家族外で非市場としての福祉領域では、国家は、沢山の役割、つまり「供給者(provider)として、財政の資源として、そして規制者(regulator)として」(Ibid, p.193) 存在し、これらの国家の役割を市場に移し、國家の縮少をめざすとすると、財源、特に税制が問われる。最近「福祉の国家包括性の原則」は新右派より非効率性(競争からの免除と官僚性、専門職制等の被庸者の自己利害)とその給付から労働意欲と貯蓄の掘りくずしからの依存性の創出、そして要保護者保護を政府にみさせることから個人的良心を掘りくずすと言わされた。しかも、平等の達成さえ失敗したとされる。たしかに、市場では福祉サービス供

給が消費者の眼にかなわなければ罰をうけると市場の競争原理の利点を新右派は論ずるが、つまり「その効率性と即応性は良い面とすれば他の面では不平等が生じていないのか？」(Ibid, p.195), つまり、市場活用の結果は「選別的」とならないのか。このことは福祉分野の供給施策では評価しなくるのではないのかという問である。つまり市場利用という対策の究極は Privatisation の問題である。つまり「福祉給付にこの問題を適用すれば、このことは、私立学校や大学や老人・子供のホームや病院、私的所有や賃貸化する全住宅、医師やそこで評価されるのはサービスを自己負担するソーシャルワーカーを含み、医療保護の費用や失業や病気のために所得喪失のためにカバーする私的保険会社、そして老人のニードには私的年金計画をも含む。困窮のための所得補助(Income Support)は私的慈善の行為を通じて用意されるだろう」(Ibid, p.196) という怖れである。そこには、(1)予防注射のような効果は市場論では生まれず、(2)市場での情報では利用者に不充分な情報となる、(3)医療ケア保険での逆選択、(4)市場の所得分配は今よりも愛他性でなくなり、私的慈善はこの問題への解決策ではない。しかし、以上のシナリオのもとで福祉の供給者は「今よりもその利用者とクライエントにより多く答えることは確実である」(Ibid, pp.196-7)。今でも悪いサービスに不満を言えない。たとえ、「大きな組織が失敗する処でも、よりちいさな組織ならば成功するだろう」(Ibid, p.197) とされる。逆説的には、市場での利益は、すくなくとも福祉分野では原則的弱点であることがある。情報不足問題はクライエントをこえる問題であり、利用者としてはそのサービスの欠点の暴露に努力しても、「結果的には効果性促進に非常に遠いので、市場は福祉利用者のニードに適合しないサービスに準じ、資源を浪費し、非効果性と同じくなる」(Ibid, p.197)。そこで「福祉の完全な privatisation は答にはならない。しかし市場の効果性と即応性の利益は現実である。だがしかし、市場機構には、「不平等や悪い情報によって決定された非効果性、そして家族の暴露にもとづく不利益をおこさずに、利益となる福祉領域を導くことの出来るという完全な privatisation の市場型機構には欠点がないのか？」(Ibid, p.198) と再び問い合わせしている。

第 2 に財源問題である。はじめに保証(Voucher)制がある。教育保証(Education Voucher)制は Tom Paine までさかのぼると言われる。教

育費用に平等な保証が行われ、学校と学生間に市場原理が働くとするものである。住宅にも考えられ、義務教育でも無料であり、例え左派からの提案でも選択の拡大は行われるが、歩いて行く近かさではなくなる。そこでまた交通保証 (Transport Vouchers) となりうる。「より欲せざるものを受けながら、今やこれは魅力ある姿の保証制度 (Vouchers) の多くを具体化したいとみられるであろう。学校は現在より親や子供の欲求により答えるようにされるであろう」(Ibid, p.200)。そして「最高の支払の廃止を通じて、すくなくとも、不平等の支出が変更されるだろう」(Ibid, p.200)。欠点は情報の不公平さや教育について決定の権利がないことであるとする。しかし「親による選択の安全な自由は分割された社会や非効率な経済となる」(Ibid, p.201) のである。そこで学校に課された国民的なカリキュラムが必要となる。25%は学校独自に25%は自治体独自に、つまり学校と父母によって50%がきめられるようにすることだとしている。「我々は保証制度 (Vouchers) が危険な右派のナンセンスとなるか、或いは社会主義者の目的を得るための可能性ある有用な機械となるか」(Ibid, p.204) と述べている。

次に、「負担と利用者税」である。無料で供給されている公的サービスに負担金をとることは市場を考えているものによって示唆されている。「例えば、GPの相談料、病院ケアのホテル部分の負担、高等教育での負担となる学生の料金等である。Flat Rate 制度も貧困者に不利とし Means Test は英国では Stigma 化や低補足率をもたらすので、税制度とつながった負担制度 (User tax) を提案する。社会保険も User tax によるとし、「User tax 制は基本的に所得と関係して価格をきめる。」(Ibid, p.207) としている。

最後に「資源の再分配」を考えると、すでに不平等は教育と保健ケアシステムの中に生じており (Ibid, p.207)，福祉システムは最終的経済的不平等化の3つの方法で効果を与える」(Ibid, p.207)。それは、(1)保健や教育の個人上の中で、つまりいわゆる「人間」資本の中での不平等を減少させること、(2)私的富の所有での非人間資本の不平等を減少すること、(3)所得への介入で、税制によって富の保持と移転に課税することである。結局は、「この種の実験は注意深く選定されるべきであろうが、しかし、それらは同じく腕組みした理論以上に市場に方向づけられた福祉

改革の真のメリットとデメリットを明らかにする」(Ibid. p.211)としている(注4)。

V 福祉(対人社会)サービスの構造

—1990年代に向けての対策—

1990年代の福祉(対人社会)サービス(Personal Social Service)は、英国においても、市場活用にもとづく Welfare Pluralism 政策とならざるをえない。そこで、Michael McCarthy(ed) "The New Politics of Welfare; An Agenda for the 1990s?" Macmillan, 1989 によせられた2つの論文から、原則的で具体的展望を学びたい。

1970年代から80年代にはいり、"A Mixed Economy of Welfare"(又は Welfare Pluralism)と言われ、Careのシステムが混合経済論的に多くの報告書によって Thatcher 政権下の1980年代後半になって語られ、その中でも1987-9年の公的支出は、社会保障48.5%, 保健と福祉(対人社会)サービスは20.7%となった。支出コントロールに努力する中でも、保健と福祉サービスの支出は1人当たり305ポンドである。年令階層別にみると、1人当たり出生(1,115ポンド), 0-4才(20.9ポンド), 5-15才(205ポンド), 16-64才(170ポンド), 65-74才(530ポンド), 75才以上(1,340ポンド)であり、出生と75才以上が大きな支出となっている。そして42%が老人と若い身障者であり、20%が子供に、10%が精神障害者(精神病者も含む)に、12%が Social Work につかわれている。1986年の白書で保守党は、公的支出が制限なくなるとして市場セクターにサービスの供給(provision)を移すことを考えたが、反対多くやっとその理念が維持されたのみであった。しかし、新しい波の利用者(失業者を持つ家族、Drug-User,AIDSを持つ人々とその介護人、ホームレス、若い学校卒業後の人々、少数民族)が旧いタイプの利用者(老人、乳幼児、精神障害者や精神病を持つ人々)に加わる。保守党が言う家族や近隣のネットワークはこわれており(Michael McCarthy "Personal Social Services" in Michal McCarthy (ed) "The New Politics of Welfare; An Agenda for The 1990s?" Macmillan, 1989, p.34), 「多くの事例の中で、

福祉サービス（Personal Social Service）は少数グループの民族には全くタッチするのに失敗している」(Ibid, p.34)とされた。つまり、失業問題を他のソーシャルワーク問題としてみるのは失敗だとするのは正しいとしている。新しい波として、Alcohol 問題をみてみても政府の努力の態度にかかわるとしている。そこで、「1990年代への福祉」は保守党員 Norman Fowler 氏からも社会政策の巾広い概念を希望され、それは経費カットがねらいともなり、「市場化と Personal Social Service への規制」へとむかう。「住込みケアのために公共的支持に合同中央地方政府実行委員会の報告（第5回委員会）は、住込み者の財源が地方当局によって唯一残されるべきで、そして私的でボランティヤホームで財政的支援を欲求する人々の介護や、ニードを地方当局の査定（assessment）によってなされるべきであることを含むことによって、ハトの中に猫をおく（Ibid, p. 47）ものとされた。「公的対私的」は徴視的見方で、「私的センターがより拡大をのぞみ、それをなしえるために公的資金を要求している」(Ibid, p.48)のが事実である。しかし「保守党政権はより拡大を促進しているが、しかし今や金銭を考えていない」(Ibid, p.48)のである。そこで、地方自治体が「規制的役割、つまり介護やサービス施策の水準以上により大きくより多く専門的コントロールに呼び出されるような役割を地方当局が要求するのは妥協なのである」(Ibid, p.48) としている。

次の論文は、ケント大学経済学部メンバーであり、福祉（対人社会）サービス調査ユニットのメンバーでもある、Martin Knapp 氏の“Private and Voluntary Welfare”という論文である。

第1に、「忘れられた局面」として、“the Mixed Economy of Welfare”（或いは Welfare Pluralism）とラベル化された内容について彼は表5－1のような表をつくり、表5－2は、それを具体的提案としているものである。つまり、この中で、6つの型の Demand を区別している。

(1)強制的集産的需要 (Coerced collective demand)

そこでは、公的センターが、民主的或いは選挙のプロセスによって委任され、市民のための購入者として行動する。資金は主として強制的税金からである。

(2)非強制或いは任意的 (voluntary) な集産的需要。

そこでは、任意的組織が任意的にサービス購入のために寄付された資

表5-1 公的ボランティア、私的な社会機関の形式上の相違

	公的機関	ボランティア機関	私的機関
哲学	公正性	慈善	利益
代表	多数	少数	所有者と管理者
サービスの法的基礎	権利	心付け	サービスへの料金
資金の基礎的財源	税	捐出金・料金・支払一時金	お客様や第三者からの支払い
法的機能	法律により記入	グループによる選出	所有者や管理者によって選定
政策決定納限の基礎	法令の団体	憲章や理事会によってきめられた付則	所有者或いは合同理事会
責任性	法会の団体による選出	理事会や設立者による支持者へ	支持者へ
展望	信合的	配分やイデオロギーによる制限	支払いによる人々に限定
行政構造	大きく官僚的	小さく官僚的	官僚性は購販作用や全国的会社の一部として存在しうる

Source: Slightly adapted Kramer(1987).

(ibid. p. 227)

表5-2 福祉の混合経済：サービスの形態

設立或いは需要の形式	生産或いは供給の形式			
	公的	ボランティア	私的	インフォーマル
強制的集産性	N H S 病院入院	デイケアへの契約	学校掃除の契約	障害者への家族ケア 促進への社会保障の支払い
非強制的集産性	ボランティアの住み込みホームによる登録料金	連帯した料金の引上げ	現物やサービスの慈善的購入	ホームによる里親家庭への指認
協同性	公的訓練プログラムの会社の販入	慈善への協同した寄付	食料等の私的ナーシングホームの購入	小舎制産業
非弁償的個人消費	診断料、歯科料金	就学前保育料	アスピリン・学生のテキストブック・私的医療の購入ー市場分配	私的な子守りとベビーシッター
弁償的個人消費	年金によって支払われる公的住込み料金	ボランティアホームへの下宿や宿泊支払い	税控除付の家屋ローン	地域ケアー時金からの購入
個人的寄付(他人による消費)	社会サービス局への衣料やおもちゃの寄付	Oxfam, Live Aid 等、寄付等々	私的な子供ホームのボランティア	資源の家庭内移転

(ibid. p. 230)

金を利用する。

(3)協同的需要 (Corporate demand)

それは私的セクターの協同体或いは会社から現物での需要或いは資金づくり、或いは支持となる。

(4)非弁償的な個人消費 (Uncompensated individual consumption)

それは、支払者によって消費される現物やサービスのための支払いです。

あり、しかも、社会保障或いは他の支払い移転からの補助ではない。

(5)弁償的な個人消費。

それはまた支払者による消費支払でもある。しかし今や社会保障や住宅給付、或いは国家年金のような移転支払 (transfer payments) からの補助である。

(6)個人的寄付。

それはその他のものによって消費される物品やサービスのための支払であり、供給者への直接支払であり、そして、媒介団体(intermediary bodies)としてボランティヤ団体に対してではない支払である(後者は非強制的集産的需要となる)。

なお、第1に、Consumer Charges の問題である。第2に Contracting out で、選択(choice)，や改革(innovation)，費用効果(Cost-effectiveness)をすすめる民間団体への公的資金援助(表5-3～4)がふえる。そして特に Residential Child Care 問題や NHS での競争入札が論じられる。第3に、Market Allocation の問題で、Health Care や Residential Care for Elderly People(表4-5)が論じられている。しかし 1940 年代よりも 1980 年代のサッチャー政権下での“Mixed Economy of Welfare”

(Welfare Pluralism) は拡大し、特に市場分野の拡大が増加し、「羊毛時代の Socialist の死はこの巨大な社会的経験の中で、疑いもなく成功をみとめざるをえないだろう。(1990年代への英国のため)……保守主義は若し研究がそのレトリックにかえられ、正直なプラグマティズムがそ

表5-3 Total public sector support for voluntary organisations 1983-6

	£ m
Central government departments	268
Non-departmental public bodies	1,574
Local authorities	318
Health authorities	25
(Total direct support)	2,185}
Tax exemptions	795
Support 'in kind'-local authorities	159
-health authorities	12
(Total indirect support)	966)
Total public sector support	3,151

Soerce: Knapp, Robertson and Thomason(1989).

(Ibid, p. 239)

表5-4Growth in public sector support for voluntary organisations

	76-77	79-80	80-81	81-82	82-83	83-84	84-85	85-86
Central government								
Direct support(£ m) ¹	93	167	175	181	182	202	238	268
Annual growth(%)		21.3	5.1	3.3	0.8	10.6	17.7	12.8
Support as proportion of								
Total central government								
expenditure(%)	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6
NDPBs ²								
Direct support ¹					1,020	1,607	1,566	1,574
Annual growth(%)						57.5	-2.6	0.4
Local authorities								
Direct support(£ m) ¹						392	454	318
Annual growth(%)							15.8-30.0	
Health authorities								
Direct support(£ m) ¹							12	25
Annual growth(%)								100.5

1. AT 1985 or 1985-86 prices.

2. Non-departmental public bodies(quangos)

Source: Knapp, Robertson and Thomason(1989), extracted from Charities Aid Foundation annual publications.

(Ibid, p. 239)

表5-5Residential accommodation for elderly and younger physically handicapped people in England and Wales 1977-85

	Type of home			
	Local authority	Voluntary	Private	All homes
<i>Number of homes</i>				
1977	2,799	1,065	1,920	5,784
1981	2,861	1,161	2,609	6,631
1985	2,880	1,144	5,602	9,626
<i>%change</i>				
1977-81	2.2	9.0	35.9	14.6
1981-85	0.7	-1.5	114.7	45.2
<i>Number of residents</i>				
1977	11,4811	30,046	24,578	169,435
1981	11,5833	33,047	34,830	183,710
1985	11,3835	32,057	72,333	218,243
<i>%change</i>				
1971-81	0.9	10.0	41.7	8.4
1981-85	-1.7	-3.0	107.7	18.8

Sources: Department of Health and Social Security statistical collections.

(Ibid, p. 248)

の姿勢におきかられるならば、もっともっとバラ色となるであろう」(Ibid, p.252)と結論づけて、福祉多元主義にもけて、保守主義の革新化、社会主義の革新化に未来の展望をつないでいると思われる（注5）。

〔注〕

(注1) R. H. Tawny "The Acquisitive Society 1921. Wheatsheaf Book. (1982)

1931, George Allen and Unwin (1983)があるが日本訳されない。

(注2) 1968年 Goodin and H. Glennerster によって提案、授業料無料と高税層のX%に均一に行う課税 (Goodin and, Le Grand, "Not only the poor" Allen & Unwin, 1986. p.100)

(注3) 70年代初期に「公務労働論」(青木書房, 1977年)で、社会主義的展望の中で国家の死滅と福祉(財源、分配)の展望がつかめず、放棄した課題であり、芝田進午氏は次のようにのべただけで、氏をもってしても明らかにしえなかった展望である。福祉労働が生産的労働と結合し、同時に「生活の社会化」を組織しつつ、貧困原因の克服をめざした社会主義をめざす(同書315頁)としつつも、財源保障と市場論との結合は、当時研究課題となっていました。

(注4) 1989年秋の東ヨーロッパの市民改革、そしてソ連邦の市場活用による社会主義理念の結合問題は、充分な論争がされないままに試行錯誤的実戦課題となって行ったものと思われる。1990年10月19日ソ連最高会議で採択された「ソ連国民経済安定化と市場経済移行の基本方向」(日本共产党「世界政治—論評と資料—」1990年12月上(826号)参照)では、住宅を民活化して景気を上昇させて行き、その自然発生的な市場が不平等化への傾向を持つことに対しては、社会政策で対応し、経済成長の枠内で「緊急援助」が提起され、この「緊急援助」は公的扶助化への可能性を秘めたものとして提起されたが、1991年8月下旬のクーデターで連邦の指導性もそれぬまま、ロシヤ共和国指導部からは社会主義の理念さえられつつある。

日本では、「自由と民主主義の宣言」(1976年)が、チェコ事件以来ソ連等の霸権主義への疑問からつくられては来たが、市場活用をめぐって国有化万能論を克服しつつも理論的研究が充分に準備されていたとは言えない。しかし、若干の研究成果として、すでに、1991年1月にはレーニンのネップ政策の理解も「①資本主義企業との競争で勝てる力を」「②自発性の原則をまもって全住民を協同組合に」「③安い政府で工業化財源

を」「④ヨーロッパ的な商売に熟達しよう」「⑤人民による経済の実地からの点検」「⑥人民の文化水準の向上に全力を」(不破哲三「ソ連問題と日本共産党の立場」「赤旗」1991年1月18日9—10頁)とのべている。今までのソ連、東欧や中国等の社会主义に対して、はやくから疑問を出し、これらを第1次生成期として、市民的自由を基礎とした社会主义への願望を求める中で、社会主义の基準を「生産手段の社会化、社会主义的計画経済、労働者階級の権力」の上に「個人のイニシアチブを尊重した弾力的で効率的な経済運営」「社会主义的民主主義」「他民族の自決権」「核兵器の廃止を緊急課題として…世界平和へのイニシアチブを探究」の4つの基準を追加したとしていた(不破哲三「自由と民主主義の宣言」の先駆性」「前衛」610号1991年9月号、83頁)のであり、「生存の自由」として「社会主义日本と市場経済」では社会主义日本では、大企業の手中になる基幹産業その他生産手段は、社会全体の所有にうつされ、私的な利潤のためではなく、社会と国民のための生産が経済活動の原理となる」として…「中小商工業や、産業、中小漁業などの部門では、私的所有と私的経営が広く残され、国民経済におけるその積極的役割が尊重される」。……国有化された基幹産業をふくめて、官僚主義・命令主義の統制経済ではなく、商品経済・市場経済と結びつき、「独立・民主日本でも、社会主义日本でも、日本の高い生産力、国民の高い教育水準・労働意欲を活用し、公害のないつりあいのとれた経済発展によって…商品も豊富で質をよくし、サービスも心のこもったものに改善し、個人個人の商品選択の自由は広く保証される」としている。なお、「国民の消費生活を統制したり画一化したりするいわゆる「統制経済」は…社会主义日本の経済生活とも、まったく無縁のものである」としている(前書66—67頁)。

(注5) 全面的な市場廃止の社会主义論から、全面的な市場活用の社会主义論への反動的ゆれの中で、資本主義の中心である大独占資本を社会的規制化して市場の活用を住民本位に活用する戦略として進むこととなるであろう。この時 Personal Social Service 分野は資本にとって中心的領域ではないので、やや市場の活用をみとめることで考えつつも、住民本位とならない企業性は住民や利用者の権利性を中心に規制しかえすシステムの保障が必要であろう。それは民主的統制の思想を中心に創造的な日本の形態を考えなければならないものと思われる。それにはイギリスに学びつつ、日本では Sector 論はあったが民活化の機能分析が弱く、公的機能といっても①供給②補助③規制が特に、User の権利性をもとに考えて考えられずにいたが、最も重要なことは運動が基礎となることであろ

平等化と市場活用について

う。そこには、

- (1)所得配分格差の縮少への資金と社会保障給付面での努力(公的機能としての規制と補助制度)
- (2)供給主体の民主化(従事者の経営参加と利用者中心へ)
- (3)利用者の選択の自由とその保障としての市場機能の保障と規制(社会的浪費縮少への努力)

をめざすことであろうが、国民所得の水準では市場化はどうしても社会的浪費を生みがちなので、飢餓水準時代にはやはり統制経済的機能となるが、その克服のためには国民所得の上昇と市場化への努力は歴史的方向であろうが、コメ問題にあらわれているように、各国経済の自立をめざした保護主義も付与された市場の自由化が問われているものと思われる。

なお、Le Grand 氏は、普遍主義的制度への疑問をのべているが、選別主義的制度よりはすぐれており、その上で普遍主義万能論に疑問をのべているものと思われる。

(1991年11月24日)

北星学園大学文学部 北星論集第29号開学30周年記念号 正誤表

頁・行目	誤	正
CONTENTS 17行目	Bronte	Brontë
53頁 下から13~14行目	排泄 <u>3.9%</u>	排泄 <u>30.9%</u>
59頁 18行目	(寝たき起きたり)	(寝たり起きたり)
82頁 2. 病名	腰の病気	目の病気
85頁 老人一人あたりの医療費	642,044人	642,044円
85頁 ハ	900,176人	900,176円
96頁 10行目	(Table 1 の見出し) bland	brand
194頁 20行目	'Haunt me. ₂ (48)	'Haunt me.' (48)
200頁 10行目	Emily Bronte	Emily Brontë
200頁 12行目	p.148-9.	pp.148-9.
270頁 5行目	才月	歳月
276頁 9行目	合意形成をつくり出す	合意形成を可能にする
294頁 17行目	Rudorf	Rudolf
295頁 5行目	主要義題	主要議題
301頁 14行目	Christengemeinschaft	Christengemeinschaft
304頁 2行目	menchiche	menschliche
316頁 16行目	Viel	Ziel
318頁 21行目	比較者研究室	比較教育研究室
321頁 下から4行目	Frbelforschung	Fröbelforschung
322頁 3行目	Bilbio	Biblio
353頁 6行目		(1982) の後に追加 R.H.Tawney "Equality"